

平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項

この要項では、全日制課程及び定時制課程における前期選抜、後期選抜及び第二次募集並びに連携型中高一貫教育を実施する高等学校における連携型中高一貫教育に関する選抜（以下「連携型選抜」という。）、定時制課程における社会人特別選抜及び通信制課程における選抜について定める。

なお、東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置については、別に定める。（74頁参照）

I 募集及び出願

1 募集定員

- (1) 県立高等学校の募集定員は、県教育委員会が別に公示する。
- (2) 市立高等学校の募集定員は、当該高等学校を設置する市の教育委員会が別に公示する。

2 出願資格

県内の公立高等学校の入学者選抜に出願できる者は、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者で、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校高等部のいずれにも在学していない者とする。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校（以下「併設型中学校」という。）から併設型中高一貫教育を実施する当該高等学校（以下「当該併設型高等学校」という。）への入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への進級予定者を除く。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業又は平成30年3月卒業見込みの者
- (2) 義務教育学校を平成30年3月卒業見込みの者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了又は平成30年3月修了見込みの者
- (4) 学校教育法施行規則第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

なお、中学校、これに準ずる学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を、以下「中学校」という。

3 出願制限

- (1) 各選抜において出願できる高等学校は、県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第17号。以下「県通学区域規則」という。）、仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年仙台市教育委員会規則第4号。以下「仙台市通学区域規則」という。）及び石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（平成17年石巻市教育委員会規則第15号。以下「石巻市通学区域規則」という。）に定める区域内の高等学校に限る。

ただし、県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定（以下「県境隣接協定」という。）に定める区域内に居住する者は、その定めによる。

(2) 出願できる課程及び学科・コースは、一つに限る。

ア 農業、工業、商業又は水産に関する学科については、類似学科の一括募集を実施することができるものとし、この場合には、一括された二つ以上の学科を一つの学科として扱う。

一括募集を実施する高等学校にあっては、その旨を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。

イ 次の多部制をとる高等学校については、それぞれ次表のように取扱う。

高等学校	取 扱 い
貞山高等学校	昼間部，夜間部をそれぞれ一つの学科として扱う。
東松島高等学校	昼間部（午前部），昼間部（午後部），夜間部をそれぞれ一つの学科として扱う。以下，昼間部（午前部），昼間部（午後部），夜間部はそれぞれ「Ⅰ部」，「Ⅱ部」，「Ⅲ部」という。
田尻さくら高等学校	午前部，午後夕間部をそれぞれ一つの学科として扱う。以下，午前部，午後夕間部はそれぞれ「Ⅰ部」，「Ⅱ部」という。
仙台大志高等学校	Ⅰ部（午前午後），Ⅱ部（午後夜間）をそれぞれ一つの学科として扱う。

Ⅱ 志願者予備調査

中学校の校長（以下「中学校長」という。）は、県内公立高等学校への入学を志願する在籍生徒及び過年度卒業生について、志願する高等学校ごとに第1希望生徒数及び前期選抜出願予定者数を調査し報告する。

1 手 続

- (1) 中学校長は、入学志願者予備調査集計表（様式A-1, A-2）を作成し、県教育庁高校教育課長（仙台市立中学校にあっては仙台市教育委員会教育長）に電子メールで報告する。
- (2) 志願できる高等学校は、一人1校とし、課程及び学科・コースについては一つに限る。

2 結果の通知・公表

県教育長は、志願者予備調査結果を公立高等学校長、中学校長、市町村教育委員会教育長及び教育事務所長・教育事務所地域事務所長等に通知するとともに、公立高等学校ごとの志願者数等を公表する。

	第1回 志願者予備調査	第2回 志願者予備調査
提出書類	様式A-1	様式A-2
提出の期間	11月1日（水）から 11月6日（月）午後3時まで	1月4日（木）から 1月5日（金）午後3時まで
結果の通知・公表	11月8日（水）	1月12日（金）

Ⅲ 前期選抜（全日制・定時制課程）

1 前期選抜の実施

- (1) 高等学校長は、「募集割合」、「募集人数」、「出願できる条件」、「配点」及び「第1段階の割合」等を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。
- (2) 各高等学校の「募集割合」、「募集人数」、「出願できる条件」、「配点」及び「第1段階の割合」等については、入学者選抜一覧で公表する。
- (3) 前期選抜の募集人数は、普通科（コース制を除く。）にあつては募集定員の10～30％、普通科コース制並びに農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、理数、英語及び災害科学に関する学科並びに総合学科にあつては募集定員の10～40％、体育及び美術に関する学科にあつては募集定員の10～70％の範囲内とする。

ただし、連携型中高一貫教育を実施する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）における前期選抜の募集人数は、後期選抜による志願が可能となるように設定する。

2 出願資格

前期選抜に出願できる者は、「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）及び当該高等学校が示す「出願できる条件」を満たしている者とする。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 連携型中高一貫教育を実施する中学校（以下「連携型中学校」という。）から連携型高等学校に志願する者。
- (2) 社会人特別選抜に志願する者。

3 出願制限

- (1) 出願できる高等学校は、一つに限る。
- (2) 出願できる課程及び学科・コースは、一つに限る。

4 出 願 手 続

(1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① 前期選抜用入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例（昭和39年条例第16号）で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

市立高等学校志願者にあつては、仙台市学校条例（昭和39年仙台市条例第15号。以下「仙台市条例」という。）又は石巻市立学校の授業料等徴収条例（平成20年石巻市条例第38号。以下「石巻市条例」という。）で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収書を、石巻市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収証書を、願書裏面に貼付すること。

② 志願理由書（各高等学校で定める様式）

③ 出願できる条件に係る添付書類

「出願できる条件」を証明する書類（実績・活動等を証明する書類又はその写し）を添付する場合は、A4判の大きさに資料を整え、各書類の右上に中学校名と氏名を記入すること。

イ 中学校が用意するもの

④ 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

⑤ 出願者一覧表（様式C） 1通

⑥ 受験票等送付用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

⑦ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

(2) 出願書類の提出方法

前期選抜志願者は、上記(1)の①～③を中学校長へ提出する。中学校長は提出されたものに④～⑦を加えて高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「前期選抜願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の①～⑦の出願書類(貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。)は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

ア 出願書類を直接受領した高等学校においては、出願書類受領書(様式D)を交付する。

イ 出願書類を郵送により受領した高等学校においては、出願書類受領書(様式D)を当該中学校長あてにFAXで送信し、後日、改めて受験票と併せて送付する。

ウ 県外からの出願については、宮城県公立高等学校出願承認書(様式L)の写しが添付されていることを確認の上、受理すること。

(4) 県境隣接

中学校長は、県境隣接協定による志願者について、その住所を同協定の定めるところに基づいて確認し、適正を期す。

5 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅷ 県外からの出願」(28頁)による。

6 出 願 期 間

出願受付期間は、1月9日(火)から1月12日(金)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の1月12日(金)は午前11時までとする(郵送する場合であっても、1月12日(金)午前11時までに必着のこと。)

7 出願者数等の報告

高等学校長は、1月12日(金)午前11時の出願締切後直ちに、前期選抜出願者数等(募集単位別に男、女、計等)を県教育長(高校教育課教育指導班あて)に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長(高校教育課教育指導班あて)に報告する。

8 受験票等の送付

(1) 高等学校長は、出願者が、当該高等学校の示す「出願できる条件」を満たしているかを審査する。その際、高等学校長は、必要に応じて中学校長及び出願者に問い合わせることができる。

- (2) 高等学校長は、1月18日（木）午前11時に、受験票送付一覧（様式F）及び「出願できる条件」を満たしている出願者の受験票を中学校長に簡易書留速達で送付する。

「出願できる条件」を満たしていない出願者については、受験票は交付せず、受験票送付一覧の備考欄にその理由を記す。

- (3) 「出願できる条件」を満たしている出願者は、中学校長から受験票を受けとる。

9 学力検査及び学校独自検査

- (1) 学力検査及び学校独自検査は、1月31日（水）に各高等学校において実施する。
- (2) 学力検査を実施する教科は、国語、数学及び英語とする。
- (3) 学校独自検査については、各高等学校で面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文等の中から一つ以上を実施する。
- (4) 学力検査の日程は、次の表のとおりとする。また、学校独自検査の実施時間等については、受験票送付時に当該高等学校長から中学校長を通じて、受験者に通知する。

時間 月 日	8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00以降
1月31日(水)	受 諸注意 付	[1] 国 語		[2] 数 学		[3] 英 語	昼 食 休 憩	学校独自検査

- (5) 学力検査及び学校独自検査を受ける際、計算、翻訳、辞書、通信等の機能を有する機器類の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。ただし、当該高等学校長が学校独自検査内で使用を認めた場合はこの限りではない。
- (6) 学力検査及び学校独自検査の具体的な実施要項等については、所属教育委員会教育長から高等学校長に別に通知する。
- (7) やむを得ない理由により学力検査及び学校独自検査を分校において実施する高等学校にあっては、その旨を11月10日（金）までに県教育長に申請し、承認を受ける。

10 学力検査における傾斜配点

- (1) 各高等学校は、あらかじめ指定する教科に対して、配点の比重を変える傾斜配点を採用することができる。
- (2) 傾斜配点ができる教科数は1又は2教科とし、傾斜配点の倍率は1.5又は2.0倍とする。
- (3) 傾斜配点を採用する高等学校にあっては、所属教育委員会教育長からの通知に基づき、あらかじめ実施学科・コース名、実施教科名及び傾斜配点の倍率を申請し、承認を受ける。

11 選 抜

- (1) 選抜は、調査書、学力検査及び学校独自検査の結果に基づく総合的な審査により行う。審査は、あらかじめ公表している配点に基づき、調査書点、学力検査点及び学校独自検査の得点を合算した合計点と、調査書の記載内容とを総合して行う。
- (2) 調査書点は、調査書の「1 各教科の学習の記録」の社会、理科、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の6教科の評定値を2倍にして、国語、数学及び外国語の評定値と合計して算出する。
- (3) 学力検査点は、各教科の学力検査の得点を0.25、0.5、0.75、1.0倍のいずれかの換算率により算出して得られた点数を合計したものとする。
- (4) 審査対象は、合計点の上位の者から、前期選抜募集人数の120～150%の範囲に含まれる者とする。
- (5) 選抜は2段階で行い、第1段階では、合計点が上位の者から審査し、あらかじめ公表している割合に基づき選抜する。次に、第2段階では、残りの人員を対象として総合的に審査し、選抜する。
- (6) 調査書の「1 各教科の学習の記録」以外の記載事項については、これを選抜資料として十分活用するよう特に配慮する。
また、副申書を除くその他の資料を選抜の資料に加える場合は、所属教育委員会教育長と事前に協議する。
- (7) 併設型高等学校長は、併設型中学校から当該併設型高等学校へ入学する者が予定数に満たない場合には、満たない人数に前期選抜の募集割合を乗じた人数を前期選抜募集人数に加えて、合格させることができる。

12 合格者の発表

合格者の発表は、**2月8日（木）午後4時**に各高等学校において行う。

高等学校長は、選抜の結果を、前期選抜結果通知書（様式G-1）及び合格通知書（様式H）により中学校長に通知する（**2月8日（木）午後3時頃**に郵便で発送する。）。

13 合格者数等の報告

- (1) 高等学校長は、合格者決定後、**2月8日（木）正午**までに合格者数等（募集単位別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。
なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。
- (2) 高等学校長は、**2月15日（木）**までに検査等の実施状況を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。
なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長にも報告する。

14 合格者の取扱い

前期選抜による合格者は、後期選抜及び第二次募集並びに通信制課程の選抜に出願できない。

15 前期選抜出願の特例措置

- (1) 前期選抜の出願後、県内における一家転住により、やむを得ず出願先の変更を希望する者については、審査の上、特例として出願先の変更を認めることがある。この場合、次のア及びイの関係書類を整え、既に出願している高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、書類の提出を郵送により行う場合は、簡易書留とし、封筒に「出願承認願在中」と朱書すること。

ア 宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K-1）

イ 返信用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、あて先等を明記したもの

- (2) 上記(1)の申請期間は1月15日（月）から1月17日（水）までとする。申請受付時間は、午前9時から午後4時までとし、1月17日（水）は午前11時までとする（郵送する場合であっても、1月17日（水）午前11時までに必着のこと。）。

- (3) 宮城県公立高等学校出願承認書の交付

高等学校長は、宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K-1）を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付する。

上記の審査が困難な場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

- (4) 特例措置の承認を受けた者は、上記(2)の申請期間内に志願高等学校に出願の手続きを済ませること。出願受付時間は、午前9時から午後4時までとし、1月17日（水）は正午までとする（郵送する場合であっても、1月17日（水）正午までに必着のこと。）。

- (5) 高等学校長は、特例措置による宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付した者について1月17日（水）までに県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

Ⅳ 後期選抜（全日制・定時制課程）

1 後期選抜の実施

- (1) 高等学校長は、「選抜資料」、「調査書と学力検査の比重」及び「第2志望とすることができる学科」を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。
- (2) 各高等学校の「募集人数」、「選抜資料」、「調査書と学力検査の比重」及び「第2志望とすることができる学科」等については、入学者選抜一覧で公表する。
- (3) 各高等学校における後期選抜の募集人数は、募集定員から前期選抜（社会人特別選抜を含む。）及び連携型選抜による合格者数並びに併設型中学校からの入学予定者数を減じた数とする。

2 出願資格

後期選抜に出願できる者は、「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）による。ただし、前期選抜、連携型選抜及び社会人特別選抜のいずれかに合格した者並びに県外の公立高等学校に合格した者は出願することができない。

3 出願制限

- (1) 出願できる高等学校は、一つに限る。
- (2) 出願できる課程及び学科・コースは、一つに限る。
ただし、複数の学科・コースを併置する高等学校にあっては、当該校の他の学科・コースを第2志望とすることができる。
各高等学校の第2志望とすることを認める学科・コースについては、入学者選抜一覧で公表する。

4 出願手続

- (1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① 後期選抜用入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

市立高等学校志願者にあつては、仙台市条例又は石巻市条例で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収書を、石巻市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収証書を、願書裏面に貼付すること。

イ 中学校が用意するもの

② 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

③ 出願者一覧表（様式C） 1通

④ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑤ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、後期選抜結果通知書（様式G-2）及び合格通知書（様式H）の郵送を希望する場合のみ提出すること。

(2) 出願書類の提出方法

後期選抜志願者は、上記(1)の①を中学校長へ提出する。中学校長は提出されたものに②～⑤を加えて高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「後期選抜願書在中」と朱書すること。

（注意） 上記(1)の①～⑤の出願書類（貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

ア 出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

イ 県外からの出願については、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）の写しが添付されていることを確認の上、受理すること。

(4) 出願者は、中学校長から受験票を受けとる。

(5) 県境隣接

中学校長は、県境隣接協定による志願者について、その住所を同協定の定めるところに基づいて確認し、適正を期す。

5 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅷ 県外からの出願」(28頁)による。

6 出願期間

出願受付期間は、2月19日(月)から2月22日(木)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の2月22日(木)は午前11時までとする(郵送する場合であっても、2月22日(木)午前11時までに必着のこと。)

7 出願者数等の報告

高等学校長は、2月22日(木)午前11時の出願締切後直ちに、後期選抜出願者数等(募集単位別に男、女、計等)を県教育長(高校教育課教育指導班あて)に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長(高校教育課教育指導班あて)に報告する。

8 学力検査

- (1) 学力検査は、3月6日(火)に各高等学校において実施する。
- (2) 学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
- (3) 学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

時間 月 日	8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	13:50	14:10	15:00
3月6日(火)	受付 諸注意	[1] 国語		[2] 数学		[3] 社会	昼食 休憩	[4] 英語		[5] 理科	

- (4) 学力検査を受ける際、計算、翻訳、辞書、通信等の機能を有する機器類の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。
- (5) 学力検査及び面接、実技の具体的な実施要項等については、所属教育委員会教育長から高等学校長に別に通知する。
- (6) やむを得ない理由により学力検査及び面接、実技を分校において実施する高等学校にあっては、その旨を11月10日(金)までに県教育長に申請し、承認を受ける。

9 傾斜配点

- (1) 各高等学校は、あらかじめ指定する教科に対して、配点の比重を変える傾斜配点を採用することができる。
- (2) 傾斜配点ができる教科数は1又は2教科とし、傾斜配点の倍率は1.5又は2.0倍とする。
- (3) 傾斜配点を採用する高等学校にあつては、所属教育委員会教育長からの通知に基づき、あらかじめ実施学科・コース名、実施教科名及び傾斜配点の倍率を申請し、承認を受ける。

10 面接・実技

面接又は実技（体育及び美術に関する学科の場合）を実施する高等学校にあつては、**3月6日（火）**の学力検査終了後又はその翌日に行う。その実施時間等については、受験票送付時に中学校長を通じて、受験者に通知する。

11 選 抜

- (1) 選抜は、調査書及び学力検査の結果に基づく総合的な審査により行う。ただし、面接又は実技（体育及び美術に関する学科の場合）を実施する学科にあつては、面接又は実技の結果を選抜資料に加えることができる。
- (2) 調査書点は、調査書の「1 各教科の学習の記録」の音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の4教科の評定値を2倍にして、国語、社会、数学、理科及び外国語の評定値と合計して算出する。
- (3) 高等学校長は、調査書点と学力検査点の満点を原点とした相関図表を用いて選抜する。このとき、あらかじめ届け出た、調査書点と学力検査点の比重に基づき、その両方の満点により近い者を上位とする。
- (4) 選抜は2段階で行い、第1段階では、上位の者から審査し、後期選抜の募集人数の約80%を選抜する。次に、第2段階では、第1段階で選抜された者を除き、上位にある募集人数の40%以内の人員を対象として総合的に審査し、選抜する。
- (5) 調査書の「1 各教科の学習の記録」以外の記載事項については、これを選抜資料として十分活用するよう特に配慮する。

また、副申書を除くその他の資料を選抜の資料に加える場合は、所属教育委員会教育長と事前に協議する。

12 合格者の発表

合格者の発表は、**3月14日（水）午後3時**に各高等学校において行う。

高等学校長は、選抜の結果を後期選抜結果通知書（様式G-2）及び合格通知書（様式H）により中学校長に通知する。

13 合格者数等の報告

- (1) 高等学校長は、合格者決定後、**3月14日（水）正午**までに合格者数等（募集単位別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

- (2) 高等学校長は、**3月20日（火）**までに検査等の実施状況を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長にも報告する。

14 後期選抜出願の特例措置

- (1) 後期選抜の出願後、県内における一家転住により、やむを得ず出願先の変更を希望する者については、審査の上、特例として出願先の変更を認めることがある。この場合、次のア及びイの関係書類を整え、既に出願している高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、書類の提出を郵送により行う場合は、簡易書留とし、封筒に「出願承認願在中」と朱書すること。

ア 宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K-1）

イ 返信用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、あて先等を明記したもの

- (2) 上記(1)の申請期間は**2月23日（金）**から**3月2日（金）**までとする（ただし、土曜日、日曜日を除く。）。申請受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月2日（金）**は**午前11時**までとする（郵送する場合であっても、**3月2日（金）午前11時まで**に必着のこと。）。

- (3) 宮城県公立高等学校出願承認書の交付

高等学校長は、宮城県公立高等学校出願承認願（県内の特例措置による出願者用）（様式K-1）を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付する。

上記の審査が困難な場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

- (4) 特例措置の承認を受けた者は、上記(2)の申請期間内に志願高等学校に出願の手続きを済ませること（ただし、土曜日、日曜日を除く。）。出願受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月2日（金）**は**正午**までとする（郵送する場合であっても、**3月2日（金）正午**までに必着のこと。）。

- (5) 高等学校長は、特例措置による宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付した者について**3月5日（月）**までに県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

V 第二次募集（全日制・定時制課程）

1 第二次募集の実施

- (1) 後期選抜の合格発表の時点で募集定員が満たされていない高等学校の課程，学科・コースについては，第二次募集を行う。
- (2) 募集は，課程，学科・コースごとに行う。
- (3) 第二次募集を行う高等学校，課程，学科・コース及び募集人数並びに学力検査等の実施日及び合格者の発表日等については，別に公表する。

2 実施予定の報告

- (1) 後期選抜の出願者数が後期選抜の募集人数に満たないため第二次募集を実施する予定となった高等学校長は，**2月22日（木）午前11時の後期選抜の出願締切後直ちに**，選抜方法等を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。
- (2) 前期選抜（社会人特別選抜を含む。），連携型選抜及び後期選抜の合格者数並びに併設型中学校からの入学予定者数の計が募集定員に満たないため第二次募集を実施する高等学校長（**2月22日（木）**に実施予定を報告した高等学校を含む。）は，後期選抜の合格者決定後，**3月14日（水）正午**までに募集人数，選抜方法等を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。
- (3) 市立高等学校にあっては，(1)及び(2)のそれぞれについて所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

3 出願資格

第二次募集に出願できる者は，「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）に該当する者のうち，次の(1)～(4)のいずれかに該当する者とする。

- (1) **本県の公立高等学校の前期選抜，社会人特別選抜，連携型選抜，後期選抜又は私立高等学校の入学試験を受験し，いずれにも合格していない者**

この趣旨は，本県の公私立高等学校を受験して合格していない者に対し，第二次募集を行う高等学校に限り，再度受験の機会を与えることにある。

ただし，いずれの高等学校にも合格していない者には，私立高等学校の入学試験に合格し，最終の入学手続をとらない者を含む。

- (2) 本県の公立高等学校の後期選抜に出願したが，病気や不慮の事故で受験できなかった者
この趣旨は，本県の公立高等学校の後期選抜に出願したが，病気や不慮の事故で受験できなかった者に対して，第二次募集を行う高等学校に限り，再度受験の機会を与えることにある。
この場合，私立高等学校に合格している者を含む。

- (3) 県外からの一家転住者で、県外の公立高等学校に合格していない者

この趣旨は、「Ⅷ 県外からの出願」の「4 県外からの出願の特例措置」に定めている申請期間以降に県外から一家転住してきた者に対して、第二次募集を行う高等学校に限り、受験の機会を与えることにある。この場合の資格審査は、志願高等学校長が行う。

(注意) この場合の承認の手続きは、「Ⅷ 県外からの出願」の「4 県外からの出願の特例措置」に準ずる。

- (4) 県の内外を問わず、国公立高等学校いずれにも出願しなかった者

4 出 願 制 限

- (1) 出願できる高等学校は、第二次募集を実施する高等学校の一つに限る。
- (2) 出願できる課程及び学科・コースは、一つに限る。ただし、通信制課程との併願はできない。
- (3) 本県の生徒で県境隣接協定等に基づき岩手県、福島県、山形県の高等学校に出願し、本県の後期選抜に出願していない者は、本県の第二次募集に出願できない。
- (4) 岩手県、福島県の生徒で県境隣接協定に基づき本県の第二次募集に出願できるのは、本県の公立高等学校の後期選抜に出願した者に限る。

5 出 願 手 続

- (1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① 入学願書及び写真票

入学願書は後期選抜用入学願書及び写真票を用い、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

市立高等学校志願者にあつては、仙台市条例又は石巻市条例で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収書を、石巻市立高等学校志願者にあつては納入通知書兼領収証書を、願書裏面に貼付すること。

イ 中学校が用意するもの

② 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

③ 出願者一覧表（様式C） 1通

中学校長は、出願者が出願資格を有する者であることの証明として、備考欄に「3 出願資格」の(1)～(4)のうち該当する番号を明記すること。

④ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑤ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、第二次募集結果通知書（様式G-1）及び合格通知書（様式H）の郵送を希望する場合のみ提出すること。

(2) 出願書類の提出方法

第二次募集志願者は、上記(1)の①を中学校長へ提出する。中学校長は提出されたものに②～⑤を加えて高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「第二次募集願書在中」と朱書すること。

（注意） 中学校長は、志願者が「3 出願資格」及び「4 出願制限」の定めに該当するかどうかを十分確認の上、出願手続を行うこと。

高等学校長は、出願者の書類の審査に当たっては、出願資格等について厳正を期すこと。

（注意） 上記(1)の①～⑤の出願書類（貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

ア 出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

イ 県外からの出願については、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）の写しが添付されていることを確認の上、受理すること。

(4) 出願者は、中学校長から受験票を受けとる。

6 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅷ 県外からの出願」（28頁）による。

7 出 願 期 間

出願受付期間は、3月15日（木）から3月19日（月）までとする（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の3月19日（月）は午後3時までとする（郵送する場合であっても、3月19日（月）午後3時までに必着のこと。）。

8 出願者数等の報告

第二次募集を実施する予定となった高等学校長は、3月19日（月）午後3時の出願締切後直ちに、第二次募集出願者数（募集単位別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

9 学力検査等

(1) 学力検査等の実施

学力検査等を実施する高等学校にあつては、3月20日（火）に行う。

(2) 学力検査の実施教科、実施時間等については高等学校ごとに定める。

(3) 面接、実技、作文の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

(4) やむを得ない理由により学力検査等を分校において実施する高等学校にあつては、その旨を3月13日（火）正午までに県教育長に申請し、承認を受ける。

10 選 抜

選抜は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技、作文のいずれか一つ若しくは複数の結果を合わせた総合的な審査により行う。

11 合格者の発表

合格者の発表は、高等学校ごと、3月20日（火）又は3月22日（木）に行う。高等学校長は、選抜の結果を第二次募集結果通知書（様式G-1）及び合格通知書（様式H）により中学校長に通知する。

12 合格者数等の報告

高等学校長は、合格者の発表後直ちに、合格者数等（募集単位別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。